

第1節 計画の目的及び性格

目的

山口県における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である市町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく山口県地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、本計画に定めるところにより、氾濫等を通知する。併せて、緊急の際の立ち退き等の指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第2項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第3項 市町 — 水防管理団体（法第3条）

市町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という（法第2条）。

2 指定水防管理団体（法第4条）

都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。

◇参照 水防管理団体一覧表 付表1

3 浸水想定区域の指定があった市町（法第15条）

（1）浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（2）上記（1）に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表2

◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表3

4 水防計画の策定（法第33条）

指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あ

らかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第4項 気象庁下関地方気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報等	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	レベル2氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大津波警報 （津波特別警報）	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 高潮警報	レベル3高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 洪水警報	レベル3氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合

第5項 国土交通省 一 中国地方整備局山口河川国道事務所、太田川河川事務所（法第10条、第16条、第48条）

国土交通大臣が指定した河川（佐波川及び小瀬川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務 (法第15条の9、第15条の10)

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第7項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第8項 居住者等の水防義務 (法第24条)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関（市町の消防本部、消防署、消防団をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第9項 河川管理者等 (法第24条の2)

河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を知事その他関係者に通報しなければならない。

第10項 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、河川氾濫に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。

第2項 第1警戒体制（情報班体制）

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（情報班体制）では、特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業務内容
河川課 砂防課 道路整備課 防災危機管理課 消防保安課	1 気象情報の収集 2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する 3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合必要な情報を提供する。

第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体制の設置を指示したとき。
- イ 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。
- ウ 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき。
- エ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配 備 課 所	レ ベ ル 2 大 雨 注 意 報	レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報	レ ベ ル 3 高 潮 警 報	業 務 内 容
河 川 課	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
砂 防 課	○	○		
道 路 整 備 課	○	○		
港 湾 課			○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダム状況を含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。
土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	
ダム管理事務所	○	○		
港湾管理事務所			○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダム状況等、水防情報の収集、報告にあたる。
山口宇部空港事務所			○	
山口宇部空港事務所			○	
農林水産政策課			○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。
農村整備課			○	
漁港漁場整備課			○	
農林水産事務所			○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。
下関農林事務所			○	
農林水産事務所			○	
下関水産振興局			○	

※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

3 出先機関の配備基準

(1) 配備は原則として、管轄する市町単位とする。

情報班は、先行降雨等の気象現象から配備を必要とする地域を管轄する出先機関に対して配備を指示するものとする。

(2) 局地的な降雨時は、情報班が特定の出先機関のみに配備を指示することができるものとする。

(3) 情報班から配備の指示がなされていない場合であっても、土木建築事務所の長及びダム管理事務所の長は、独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制 /警戒体制	① 県内にレベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル4高潮危険警報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ② その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、気象防災速報（記録的短時間大雨）の一つ以上が発表されたとき。 ② 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① 高潮を除くレベル3警報もしくはレベル4高潮危険警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。 ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ④ その他知事が特に必要と認めたとき

第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

2 配備課所と業務内容

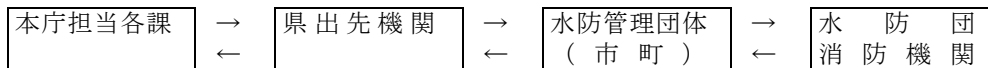
第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。

配備課所	業務内容
監理課 技術管理課	① 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関すること。 ② 土木建築事務所の相互協力、応援に関すること。
道路整備課	① 県が管理する道路の通行規制に関すること。 ② その他、道路整備課所管業務の水防に関すること。
道路建設課	道路建設課所管業務の水防に関すること。
都市計画課	① 県立都市公園及び流域下水道の風水害対策に関すること。 ② その他、都市計画課所管業務の水防に関すること。
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関すること。 ② 山口県土砂災害警戒情報システムに関すること。 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関すること。
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関すること。 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関すること。 ④ 洪水予報の実施、伝達に関すること。 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 ⑥ 氾濫等及び堤防等決壊の通知及び周知に関すること。 ⑦ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関すること。 ⑧ 土木防災情報システムに関すること。 ⑨ ダムの操作に関すること。 ⑩ その他、河川課所管業務の水防に関すること。
港湾課	① 国土交通省港湾局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ② 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 ③ 高潮防災情報システムに関すること。 ④ その他、港湾課所管業務の水防に関すること。
住宅課	① 県営住宅の風水害対策に関すること。 ② その他、住宅課所管業務の水防に関すること。
農林水産政策課	① 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 ② その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。
農村整備課	① 危険ため池に関すること。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ③ その他、農村整備課所管業務の水防に関すること。
漁港漁場整備課	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。 ② その他、漁港漁場整備課所管業務の水防に関すること。
土木建築事務所	① 水防警報の発表及び伝達に関すること。 ② 洪水予報の伝達に関すること。 ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関すること。 ④ 潮位の情報収集、通報に関すること。 ⑤ 氾濫等及び堤防等決壊の通報・通知に関すること。 ⑥ ダムの操作に関すること。 ⑦ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関すること。 ⑧ 水防資材の融通及び輸送に関すること。 ⑨ 県が管理する道路の通行規制に関すること。
ダム管理事務所	ダムの操作に関すること。
港湾管理事務所	① 所管の海岸に係る水防警報の発表に関すること。 ② 潮位の情報収集、通報に関すること。 ③ 氾濫等の通報に関すること。 ④ 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関すること。
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 氾濫等の通報に関すること。 ③ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。
農林水産事務所	① 危険ため池に関すること。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ③ 水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。 ④ 氾濫等の通報に関すること。
下関農林事務所	① 危険ため池に関すること。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。 ③ 氾濫等の通報に関すること。
下関水産振興局	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。 ② 氾濫等の通報に関すること。

3 出先機関の職員の配備

出先機関の職員の配備人員、連絡網等の計画については、それぞれの出先機関の長が、知事の承認を得て定めるものとする。

4 現地との連絡系統



第5項 配備体制の解除

1 解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、知事が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

2 出先機関の配備体制の解除要領

配備の指示をした課の職員から、継続配備の必要がない旨の連絡を受けた後、解散の報告をして解散する。

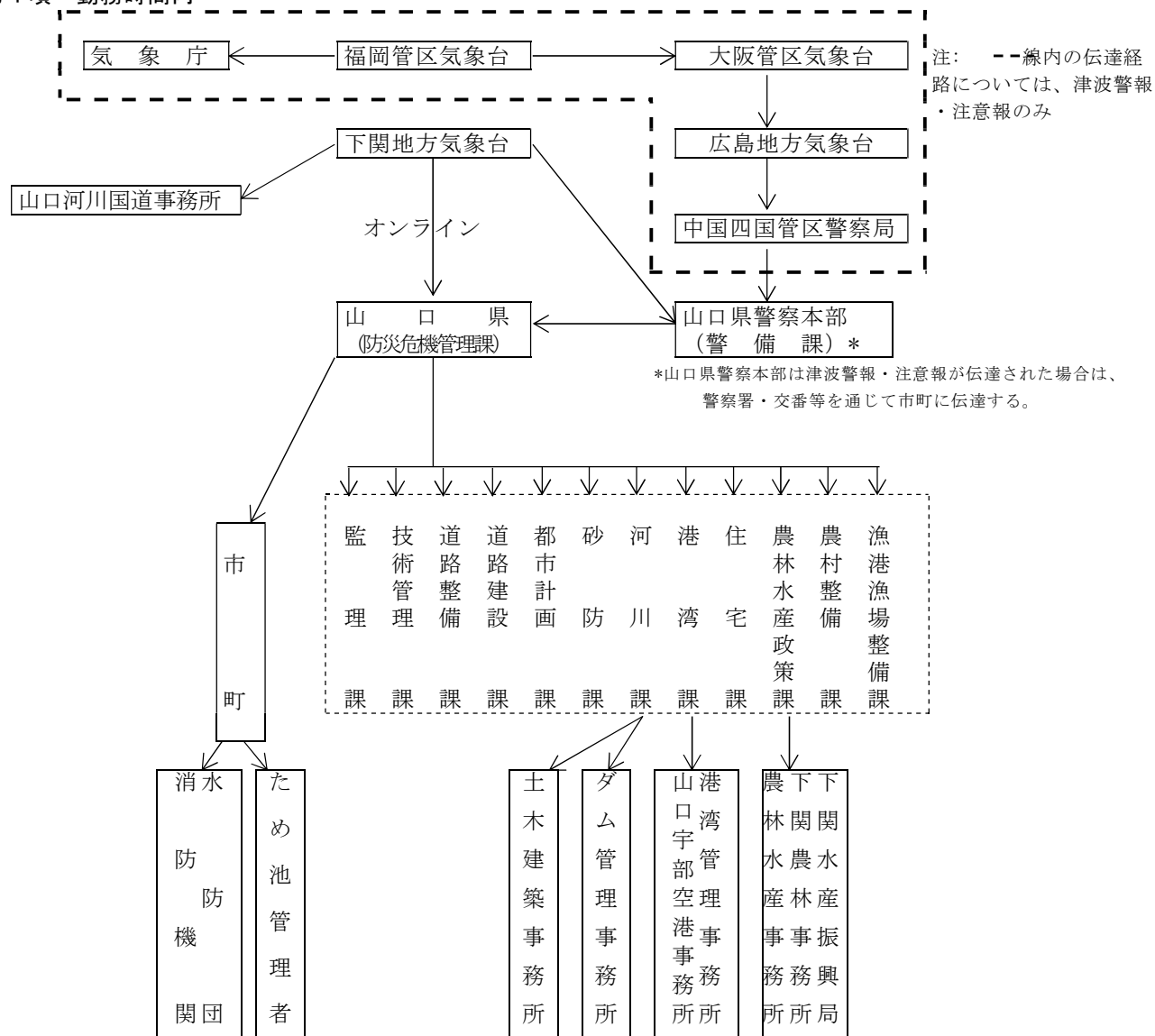
土木建築事務所及びダム管理事務所において、所長の判断により継続配備をする場合は、その旨を河川課・砂防課の配備職員に連絡する。

知事が必要と認めて配備を継続している場合については、河川課又は砂防課の配備職員から解散時期を指示する。

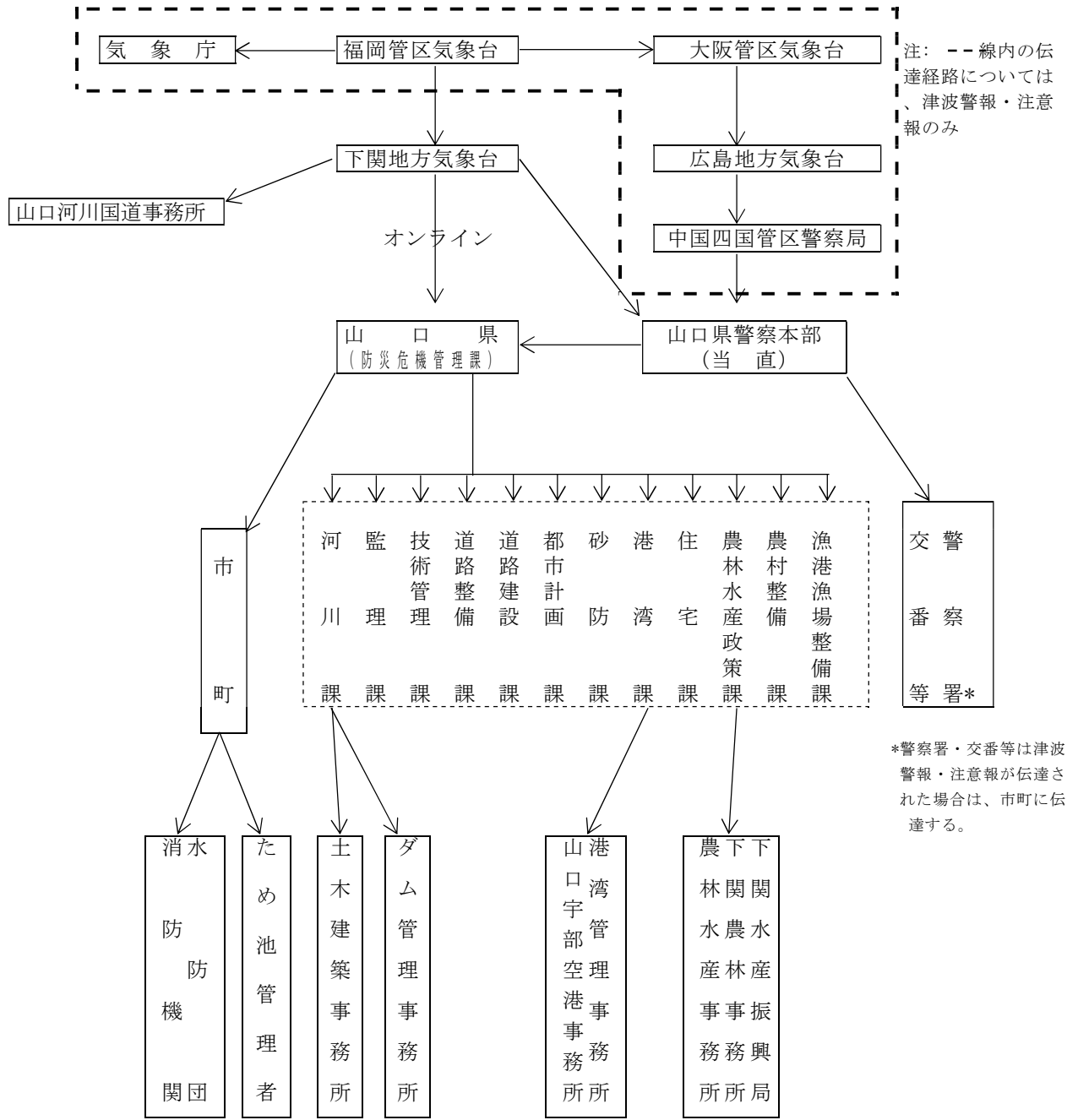
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に係りのある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第 1 項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・危険警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

水防に関係のある気象警報・注意報等の伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		レベル 2大雨 注意報	レベル 2氾濫 注意報	レベル 3高潮 警報	レベル 3大雨 警報	レベル 3氾濫 警報	レベル 4高潮 危険 警報	レベル 4大雨 危険 警報	レベル 4大雨 特別 警報	レベル 5氾濫 特別 警報	レベル 5氾濫 特別 警報	レベル 5高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	大津波 特別 警報
山口県 (県庁)	防 災 危 機 管 理 課 (消 防 保 安 課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監 理 課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	技 術 管 理 課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 整 備 課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 建 設 課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	都 市 計 画 課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	砂 防 課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河 川 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港 湾 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住 宅 課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	農 林 水 産 政 策 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農 村 整 備 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	漁 港 漁 場 整 備 課			○	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先 機関)	土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○		○	○		○	○						
	港 湾 管 理 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山 口 宇 部 空 港 事 務 所			○	※	※	○	※	※	○	○	○	○	○	○
	農 林 水 産 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農 林 水 産 事 務 所 下 関 農 林 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農 林 水 産 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局			○	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水 防 管 理 団 体 (市 町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
た め 池 管 理 者					○	○		○	○						

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表4

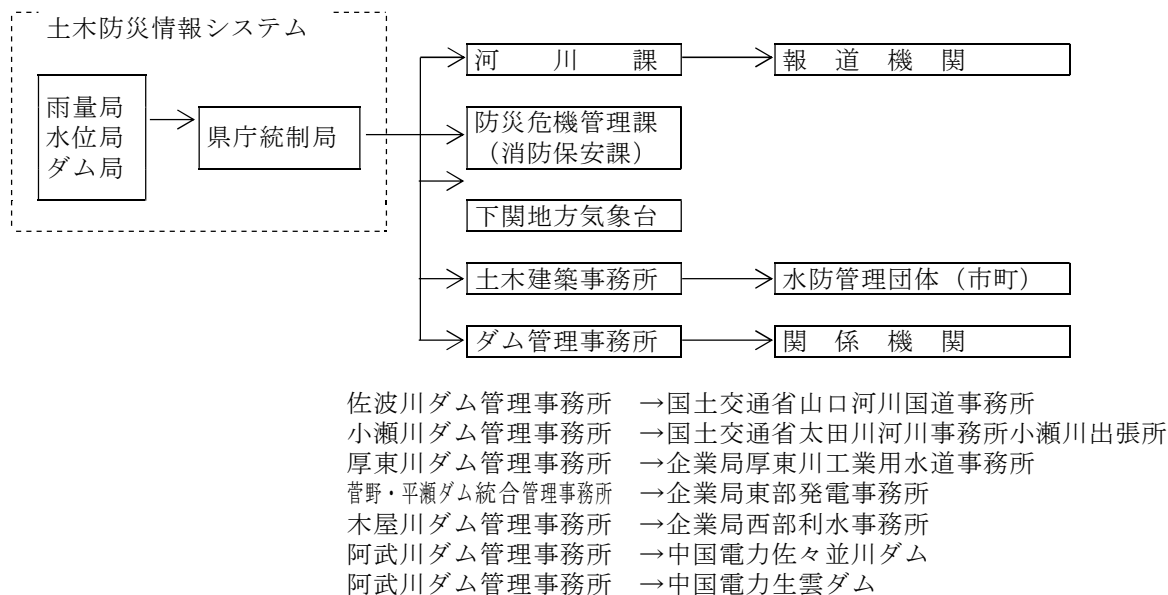
雨量観測所一覧表 付表5

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

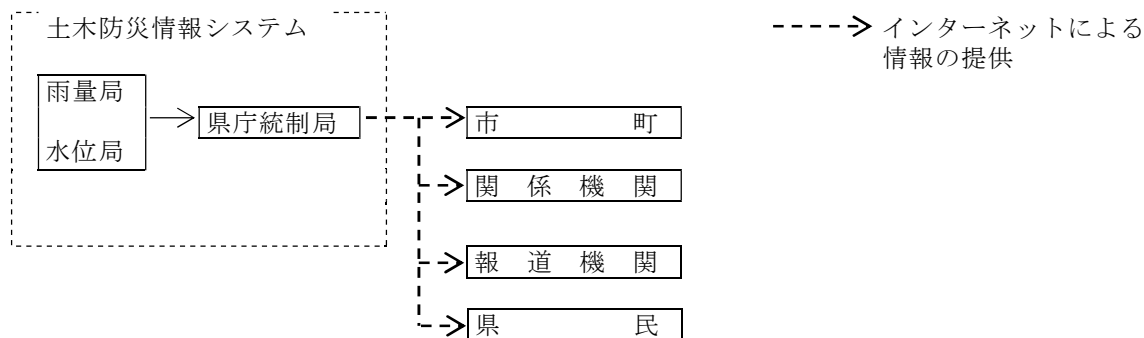
3 雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測及び通報

高潮警報の発表に伴い配備した場合、又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した場合にあっては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。

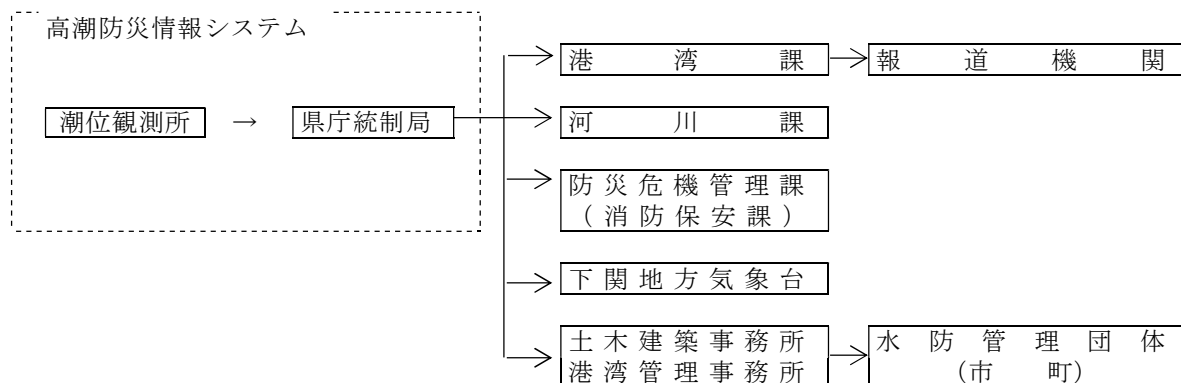
2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表6
各港潮位表 付表7
風速計一覧表 付表8

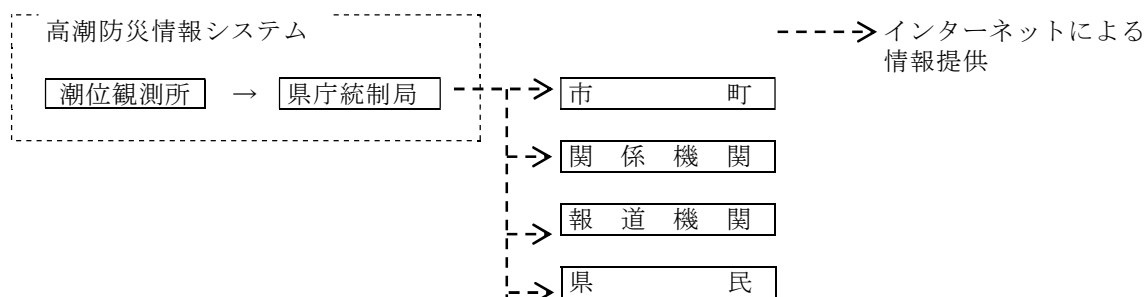
3 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表9のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。

◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表9

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

土木建築事務所長は、緊急水防を要する他の土木建築事務所から器具、資材の応援を求められたときは、当該土木建築事務所長と水防緊急度について協議し、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市町）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭（長さ5m）	20本
つるはし	5丁	杭（長さ3m）	40本
掛矢	5個	杭（長さ2m）	80本
鋸	20本	ロープ	550kg
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	50kg
ペンチ	5個	14番鉄線	30kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・器具を備蓄しなければならない。

第4項 民間水防用資器材の確認

出水期において土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

- 1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）
水防管理者、国又は都道府県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。
*水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）
国又は都道府県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。
*氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位
- 3 水位の通報方法
 - (1) 国の機関が行う通報
岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市危機管理課及び和木町水防本部に通報する。
防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、山口市水防本部、山口市徳地総合支所水防本部、防府警察署及び山口警察署へ通報する。
 - (2) 都道府県が行う通報及び公表
水位の連絡系統については、「第5節水位、雨量等の連絡系統」中「第1項水位、雨量の情報収集及び連絡」の「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。
- 4 欠測時等の措置
国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に速やかに周知する。
欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

1 洪水予報の内容

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

種 類	発表基準
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生、または、氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表

◇参照 洪水予報の基準水位と発表時間 付表10

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

(1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

水系名	河川名	実施区間	基準地点
小瀬川水系	小瀬川	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海まで 右岸 山口県岩国市小瀬字深瀬3354番地先から海まで	小川津 両国橋
佐波川水系	佐波川	左岸 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで 右岸 山口市徳地堀字北野835地先から海まで	堀 漆尾 新橋

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)
小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	7.25
	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	6.05
佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	4.97
	漆尾	山口市徳地伊賀地上 沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	4.32
	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	4.92

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
小瀬川	太田川河川事務所 広島地方気象台、下関地方気象台
佐波川	山口河川国道事務所 下関地方気象台

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表11のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表11

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表12（佐波川洪水予報実施要領）、付表13（小瀬川水系洪水予報実施要領）のとおり定める。

◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表12
小瀬川水系洪水予報実施要領 付表13

(6) 情報システム障害時の措置

山口河川国道事務所と下関地方気象台の資料の交換については、FAX又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、佐波川は山口河川国道事務所及び下関地方気象台、小瀬川は太田川河川事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第 11 条）

(1) 予報実施区域及び基準地点

水系名	河川名	実施区域	基準地点
錦川水系	錦川	岩国市美川町足谷川の合流点から 岩国市生見川の合流点まで	南桑
	錦川	左岸 岩国市下字井応木13番6地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清278番2地先から河口まで	臥龍橋
	門前川	岩国市錦川からの分派点から河口まで	
樫野川水系	樫野川	山口市杖坂川の合流点から河口まで	鰐石 朝田
	仁保川	左岸 山口市仁保下郷字長田1554番2地先から樫野川への合流点まで 右岸 山口市仁保下郷字名字河内2008番3地先から樫野川への合流点まで	御堀橋
厚東川水系	厚東川	宇部市厚東川ダムから河口まで	持世寺
島田川水系	島田川	左岸 周南市大字小松原字筏場7番4地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山810番2地先から河口まで	島田

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	氾濫発生 水位 (m)
錦川	南桑	岩国市美川町南桑字 滝の上3452番1	3.50	4.70	6.00	6.60	7.30
	臥龍橋	岩国市錦見3203番地	3.50	4.20	4.80	5.30	5.80
樫野川	鰐石	山口市惣太夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60	3.50
	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10	6.70
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下 千坊4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60	2.90
厚東川	持世寺	宇部市大字吉見字中 野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50	6.80
島田川	島田	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40	5.30

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
錦川	岩国土木建築事務所
門前川	下関地方気象台
樫野川	防府土木建築事務所
仁保川	下関地方気象台
厚東川	宇部土木建築事務所 下関地方気象台
島田川	周南土木建築事務所 下関地方気象台

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表 1 1 のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 1 1

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表 1 4（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領）、付表 1 5（樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領）、付表 1 6（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領）、付表 1 7（島田川水系島田川の洪水予報実施要領）のとおり定める。

(6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 1 1

(7) 情報システム障害時の措置

土木建築事務所と下関地方気象台の資料及び予報文案の交換については、FAX 又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

1 水位情報の内容

2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）

と、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。

3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

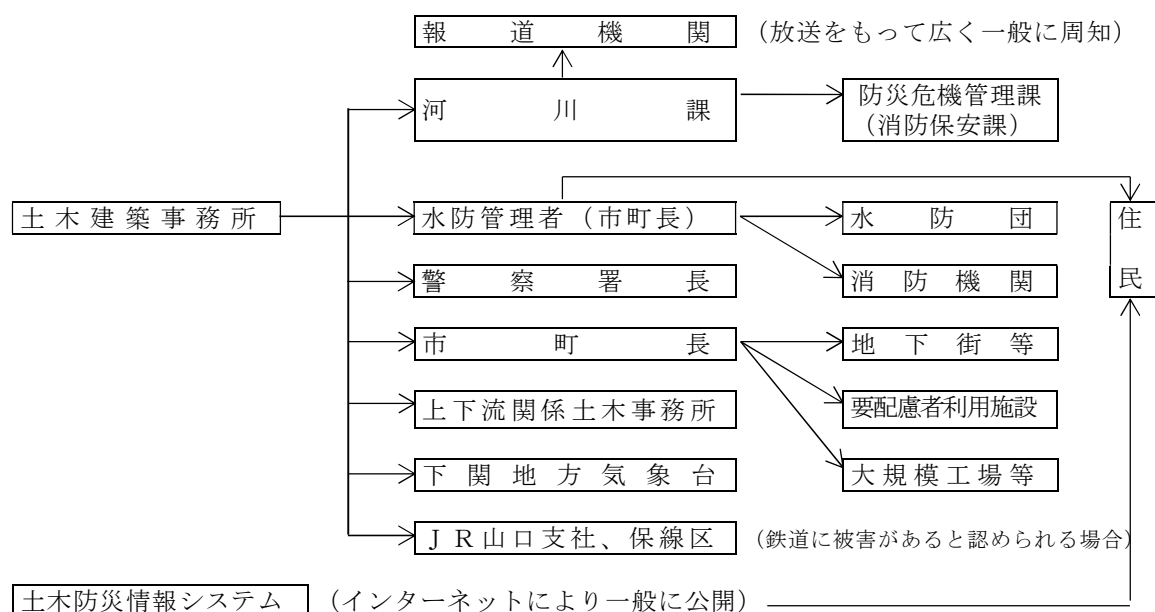
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表 18

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法

土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表 19

第 8 節 水防警報

水防警報（法第2条、第16条）

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）

防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

◇参照 国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域 付表 20
水防警報用紙(国) 付表 21

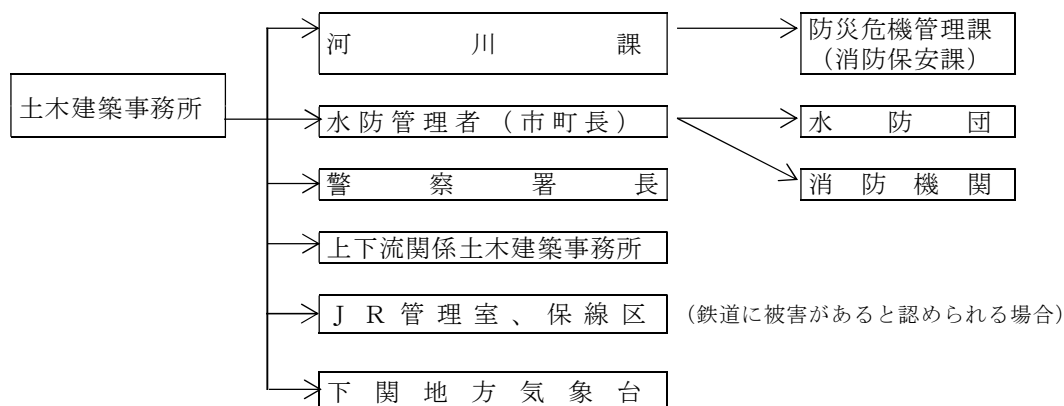
2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

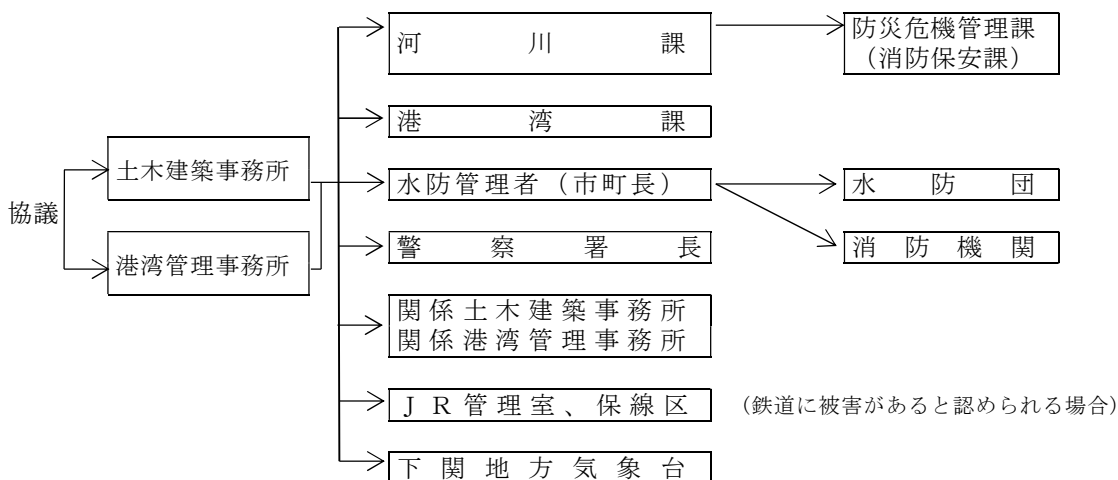
知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合には、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表18
水防警報用紙（県） 付表22

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発表しない。
準備	① 水防資器材の点検、整備。 ② 陸閘の操作 ③ 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備。 ④ 河川、その他危険区域の監視。 ⑤ 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。

出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 ② 危険箇所等を見出し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	① 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 ② 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 レベル3高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等の理由による水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 レベル4高潮危険警報の発表又は高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

- (5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表4（水位観測所一覧表）のとおり定める。

- (6) 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表

「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」

◇参照 水防警報用紙（県） 付表22

- (7) 水防活動の状況把握

土木建築事務所長は、水防警報を発している間、水防管理者等の水防活動の状況を十分把握しておくものとする。また、国土交通大臣が水防警報を発した場合にあっては、適宜、山口河川国道事務所又は太田河川事務所へ水防管理者等の水防活動の状況を報告するものとする。

第9節 水防活動

第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、付表23のとおりである。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23
重要水防箇所評定基準（案） 付表24

第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作

1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

2 ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

◇参照 主要ダム一覧表 付表25

3 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。

ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

◇参照 排水ポンプ場等一覧表 付表26

4 水門、陸閘の操作

ア 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作規則に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。

イ 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお、水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

ウ 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとする。

エ 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

◇参照 河川公園一覧表 付表27

河川プールの一覧表 付表28

6 貯水池等の監視

ア ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について水防団待機水位（通報水位）を定めておくこと。

イ ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作にあたりるとともに水防管理者と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水その他必要な措置をとるものとする。

ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を農林水産事務所又は農林事務所に通報するものとする。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより付表18及び20（水防警戒区域）並びに付表23（重要水防箇所）に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所に通報するものとする。

3 警戒区域の設定（法第21条）

水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 氾濫・決壊・漏水等の通報

(1) 氾濫等の通報（法第24条の2）

河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をしたものが河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

ただし、地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河

川管理者と水防管理者で、事前に確認して定める。

なお、本通報において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(7) 河川管理者（国土交通省）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域		
佐波川	区域①	左岸	佐波川 10.5km 金波地先から海まで
		右岸	佐波川 10.5km 金波地先から海まで
	区域②	左岸	島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで
		右岸	島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで
	区域③	左岸	中国自動車道から島地川合流点まで
		右岸	中国自動車道から島地川合流点まで
小瀬川	区域④	左岸	広島県大竹市小方町小方字安条山 650 番の 1 地先から海まで
		右岸	山口県岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
佐波川	区域①	新橋水位観測所	防府市	・氾濫発生水位（4.97m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	防府市	山口河川事務所
	区域②	漆尾水位観測所	防府市 山口市	・氾濫発生水位（4.32m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	防府市 山口市	山口河川事務所
	区域③	堀水位観測所	山口市	・氾濫発生水位（4.92m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山口市	山口河川事務所
小瀬川	区域④	両国橋・小川津水位観測所	岩国市	・氾濫発生水位（両国橋 6.05m、小川津 7.25m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岩国市 和木町	太田川河川事務所

② 氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	例外的な対応をする区域	
佐波川	防府市人丸地先畑地区	佐波川左岸 8K800 付近～10K400 付近
	山口市徳地地先上佐地区	佐波川右岸 25K100 付近
小瀬川	岩国市小瀬	小瀬川右岸 10k500 付近から 11k900 付近
	岩国市小瀬	小瀬川右岸 12k600 付近から 13k000 付近

③ 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表 1 2（佐波川洪水予報実施要領）、付表 1 3（小瀬川水系洪水予報実施要領）のとおり定める。なお、例外的な対応をする河川における伝達経路は付表 2 9 のとおりとする。

◇参照 例外的な対応をする河川における伝達経路 付表 2 9

④ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表 3 0－1 のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（河川） 付表 3 0－1

(4) 河川管理者（県）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	
錦川	区域①	岩国市美川町足谷川の合流点から岩国市生見川の合流点まで
	区域②	左岸 岩国市下字井応木 13 番 6 地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清 278 番 2 地先から河口まで
門前川	区域③	岩国市錦川からの分派点から河口まで
島田川	区域④	左岸 周南市大字小松原字筏場 7 番 4 地先から河口まで
		右岸 周南市大字小松原字城山 810 番 2 地先から河口まで
樫野川	区域⑤	山口市杖坂川の合流点から河口まで
仁保川	区域⑥	左岸 山口市仁保下郷字長田 1554 番 2 地先から樫野川への合流点まで
		右岸 山口市仁保下郷字名字河内 2008 番 3 地先から樫野川への合流点まで
厚東川	区域⑦	宇部市厚東川ダムから河口まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
錦川	区域①	南桑水 位局	岩国市美 川町南桑 字滝の上 3452 番 1	・氾濫発生水位（7.30m）に到達 ・巡視※等により、氾濫発生を確認	岩国市	岩国土木建 築事務所
錦川 門前川	区域② 区域③	臥龍橋 水位局	岩国市錦 見 3203 番 地	・氾濫発生水位（5.80m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		岩国土木建 築事務所
島田川	区域④	島田水 位局	光市三井 8 丁目	・氾濫発生水位（5.30m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	光市 周南市	周南土木建 築事務所
樫野川	区域⑤	鰐石水 位局	山口市惣 太夫町 26 1-2	・氾濫発生水位（3.50m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	山口市	防府土木建 築事務所山 口支所
		朝田水 位局	山口市朝 田 2726 地 先	・氾濫発生水位（6.70m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建 築事務所山 口支所
仁保川	区域⑥	御堀橋 水位局	山口市大 内御堀字 下千坊 47 14-7	・氾濫発生水位（2.90m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建 築事務所山 口支所
厚東川	区域⑦	持世寺 水位局	宇部市大 字吉見字 中野瀬	・氾濫発生水位（6.80m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	宇部市	宇部土木建 築事務所

※巡視に当たっては安全を十分に確保した後に行うとともに、緊急安全確保の指示があった場合は、直ちに退避を行い、安全な場所から確認できた場合のみ通報を行う（以下同じ）。

② 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表 1 4（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領）、付表 1 5（樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領 2）、付表 1 6（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領）、付表 1 7（島田川水系島田川洪水予報実施要領）のとおり定める。

③ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表 3 0 - 1 のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（河川） 付表 3 0 - 1

(ウ) 海岸管理者（県）が行う氾濫等の通報

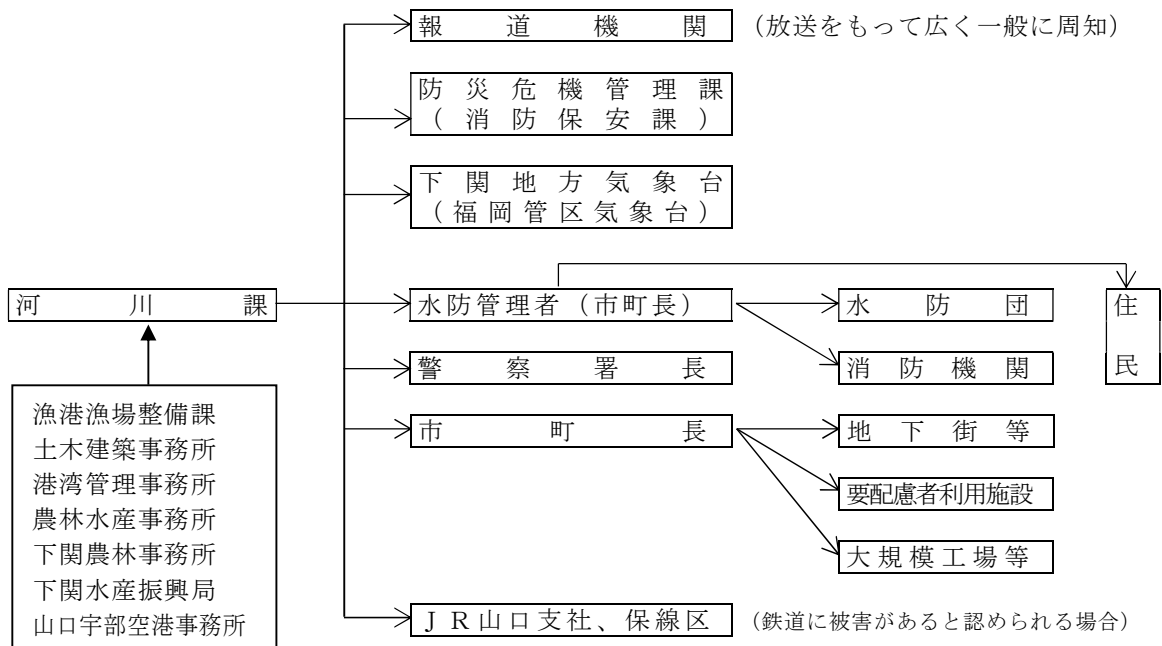
① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

通報を行う海岸名等は付表 3 1 のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表 3 1

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



③ 氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、付表３０－２の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（海岸） 付表３０－２

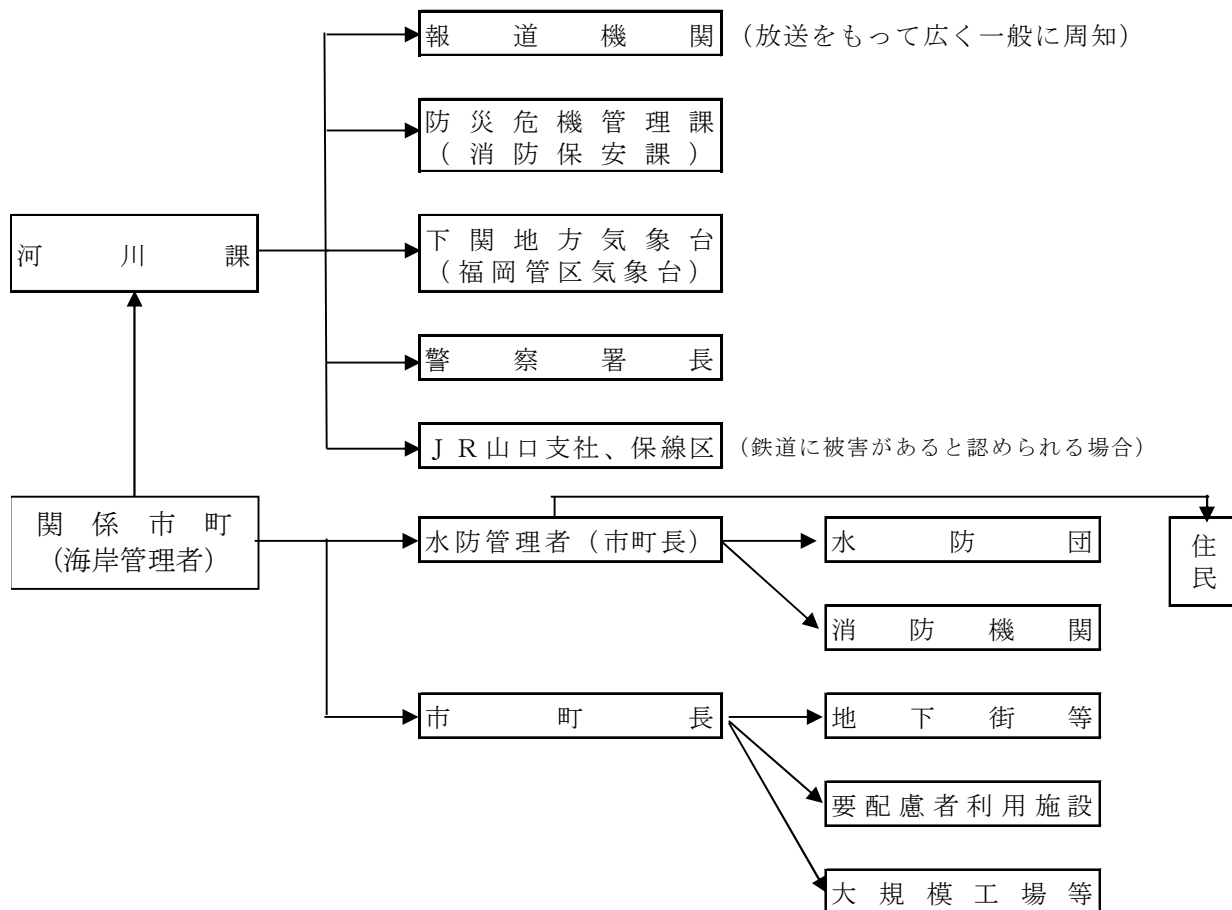
(エ) 海岸管理者（市町）が行う氾濫等の通報

- ① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等
通報を行う海岸名等は付表３１のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表３１

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。

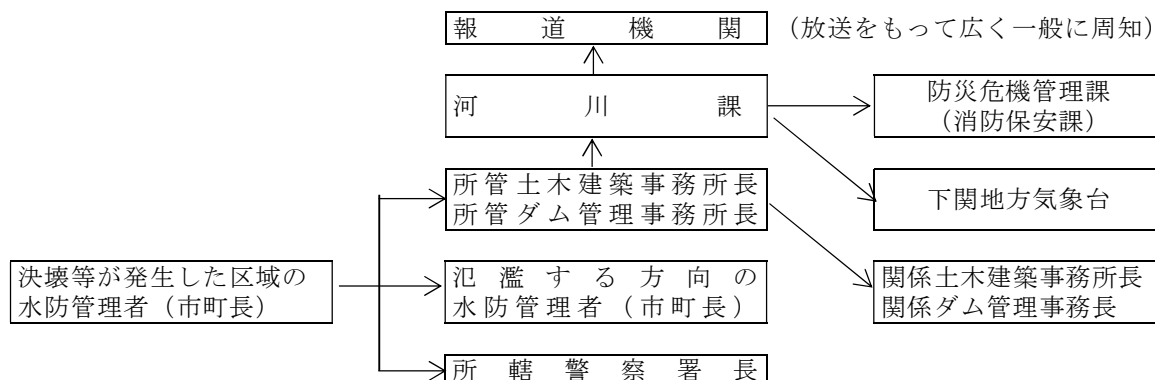


③ 氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、付表３０－２の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報（法第 25 条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、関係者に通報するものとする。決壊等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



6 決壊等後の措置（法第 26 条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 5 項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者は、次の場合に直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行うものとする。

- ①出動を要する水防警報が発せられたとき。
- ②洪水予報が発せられたとき。
- ③河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- ④堤防の異常を発見したとき。
- ⑤風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- ⑥津波による被害が予想されるとき。

2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

◇参照 水防工法 付表 3 2

第 6 項 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 7 項 水防管理団体等相互の協力

1 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- ②水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ④水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 海岸管理者の協力

海岸管理者山口県知事及び海岸管理者となる市町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①水防管理団体に対する海岸に関する情報の提供
- ②水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、海岸管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ④水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

4 広島県との協力

小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

第8項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23

2 立退き等の指示（法第29条）

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

第9項 輸送

1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表9（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知させるとともに、土木建築事務所長を通して県庁河川課に報告するものとする。

第11項 水防てん末報告

1 水防管理団体の報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表33に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。

2 土木建築事務所の報告

土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

◇参照 水防活動状況報告書 付表33

第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- ③ 車両、その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その

水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



- ① 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- ② 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- ③ 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

種類	発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○ー 約15秒 休止 約5秒 ○ー 約15秒 約5秒 休止 ○ー
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒 約5秒 約15秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約15秒 休止 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	約30秒 約5秒 約30秒 ○ー 休止 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー

- ① 信号は、適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第4条）

(表)

第		号
水 防 公 務 証		☐
所 属 職氏名		
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。		
年	月	日発行
山口県知事		印

(裏)

水 防 法 抜 粹
(資料の提出及び立入り)
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第12節 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練（法第32条の2）

指定水防管理団体は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、県及び市町地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定、監督及び情報提供（法第36条、39条、40条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務